



- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 中村 友精 内線 (TEL) 2200



【 表 題 】

太田市事務分掌条例の一部改正について

【 目 的 】

令和8年度組織改正に伴い、部等の分掌する事務について定めた太田市事務分掌条例の一部を改めるものです。

【 概 要 】

1. 改正内容

(1) 第1条 (設置)

現行	改正後
(1) <u>企画部</u>	(1) <u>おおた未来戦略部</u>
	(2) <u>デジタル戦略部</u>

(2) 第2条 (事務の分掌)

現行	改正後
(2) <u>企画部</u> ウ 行政改革に関する事項 オ 情報政策に関する事項	(2) <u>おおた未来戦略部</u> ウ 行政 <u>経営</u> に関する事項 (削る)
(新設)	(3) <u>デジタル戦略部</u> ア 情報政策に関する事項

2. 施行期日

令和8年4月1日

3. その他

令和8年3月定例会に提案予定

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 企画部 行革推進課 行革推進係 内線2244 47-1811 タヤリン

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 中村 友精 内線 (TEL) 2200



【 表 題 】

太田市副市長の定数を定める条例の一部改正について

【 目 的 】

行政需要の多様化、複雑化の対応及び未来型産業都市構想の実現に向けて、マネジメントの強化が必要であるため、副市長の定数を改正するものです。

【 概 要 】

- 1 改正内容 副市長の定数を2名とします。
- 2 施行期日 令和8年4月1日
- 3 その他 令和8年3月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 企画部 人事課 人事係 内線 2231 47-1810が 代印



- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

総務部長 氏名 前原 郁 内線 (TEL) 2300



【 表 題 】

太田市行政手続条例の一部改正について

【 目 的 】

デジタル技術の進展に伴い、国はアナログ規制の改革を進めています。その一環で「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）」が制定され、その中で、行政手続法の一部改正が行われました。その内容は、聴聞等の通知の公示送達の方法について、特定の場所において書面で掲示することとしていたものを省令に定める方法（インターネット等）により閲覧できるようにすることを基本とすることとなりました。

行政手続法は、市の処分等の手続きに適用はされませんが、自治体は、行政運営の公正性の確保・透明性の向上を図るため必要な措置を講じていくとする同法の規定により、太田市行政手続条例についても同様の改正を行うものです。

【 概 要 】

1. 改正内容

聴聞等の通知の公示送達の方法について、市の掲示場に掲示する方法を規則に定める方法（インターネット等）により不特定多数の者が閲覧できるようにするとともに、市の掲示場に掲示するか、事務所に閲覧用画面を設置する方法に、改正を行います。

2. 施行日 令和8年5月21日

3. その他

令和8年3月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 総務部 総務課 法制係 内線2314 47-1815 ダイヤル





- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 富田 智幸 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【 目 的 】

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第96号。以下「改正府令」という。）が公布され、令和8年4月1日から施行されることにより、改正府令を引用する当該条例において所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 主な改正内容

（第23条の2 設備及び職員の基準の特例）を新設

へき地保育（特例保育）を行う事業者が、当該へき地保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合に、一般型乳児等通園支援事業について設定している設備（居室の面積等）及び職員（職員配置）の基準を適用しない特例措置を定めるものです。

2 施行期日

令和8年4月1日

3 その他

令和8年3月定例会に議案を提出予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 福祉子ども部 子ども課 施設管理係 内線3131 47-1830 ダイヤルイン

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 富田 智幸 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

太田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

【 目 的 】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、令和8年度から子ども・子育て支援法において「乳児等のための支援給付」として、新たな給付制度が全自治体で開始されます。

給付費の支給に係る乳児等通園支援事業として確認するためには、その運営の基準について、条例で基準を定めなければならないこととされております。

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）が公布されたことにより、条例の制定を行うものです。

【 概 要 】

1 制定内容

内閣府令で定める基準に従い、又は参酌して条例を定めます。

主な内容は「利用定員」「面談」「運営規程」に関する基準を定めるものです。

2 施行期日

令和8年4月1日

3 その他

令和8年3月定例会に議案を提出予定です。

【 備 考 】

問い合わせ先 福祉子ども部 子ども課 施設管理係 内線3131 47-1830 ダイヤル

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 大沢 英利 内線 (TEL) 3400



【 表 題 】

太田市保健センター条例の一部改正について

【 目 的 】

藪塚本町地区の公共施設再編により、現在の藪塚本町保健センターが令和8年3月31日をもって閉鎖することに伴い、条例の一部を改正するものです。

【 概 要 】

- 1 改正内容  
第2条の表 藪塚本町保健センターの項を削ります。
- 2 施行日  
令和8年4月1日
- 3 その他  
令和8年3月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

- \* 問い合わせ先 健康医療部 健康づくり課 管理係 外線46-5115

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 克弘 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

市道路線の廃止及び認定について

【 目 的 】

民間開発等に伴う市道路線の廃止及び認定について、道路法（昭和27年法律180号）第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求めることを報告するものです。

【 概 要 】

1 路線内訳（路線名、路線延長）

廃止路線 2級72号線 ほか3路線 延長2,013.1m

認定路線 太田飯塚町1495号線 ほか7路線 延長1,403.5m

2 その他

令和8年3月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 路政係 内線2712 47-1835ダイヤル



3 施行期日 令和8年3月31日

4 その他 令和8年3月定例会に議案を提出します。

【備考】

\* 問い合わせ先 消防本部 予防課 予防調査係 内線 2410 33-0202 タヤルン



策課」を「産業ミライ推進課」に、「工業振興係」を「産業イノベーション係」に改めるほか、人員配置の強化を図る。

- ・新たなにぎわいの創出のため、「観光交流課」を「観光プロモーション課」に改め、「観光振興係」と新設する「観光企画係」の2係体制とし、観光施策の強化に取り組む。

### 3 その他の組織改正の内容

付属資料「令和8年度組織改正の概要」のとおり

### 4 組織の比較

令和7年度			令和8年度			比較		
部	課	係	部	課	係	部	課	係
15	90	244	16	92	253	+1	+2	+9

組織数は、市長部局のほか、教育委員会、消防本部、議会、行政委員会を含み、一部事務組合を除く。

### 【備考】

問い合わせ先 企画部 行革推進課 行革推進係 内線2244 47-1811 タイヤイン







- 内 容 【 3.連絡事項 】
- 公 開 【 1.可 】
- 公開時期【 1.庁議後 】

産業環境部長 氏名 笠原 淳一 内線2600

## 【 表 題 】

太田市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】の令和6年度実績について

## 【 目 的 】

2024年度（令和6年度）の太田市役所の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量削減実績等について報告するものです。

## 【 概 要 】

- 1 2024年度（令和6年度）の温室効果ガス排出量削減実績  
基準年度：2013年度（平成25年度）  
目標：基準年度比で 26.0% の削減  
実績：基準年度比で 47.5%（14,242 t-CO<sub>2</sub>）の削減

## &lt;参考&gt;削減実績の推移（基準年度比）

年度	基準年度 2013 (H25)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
削減目標	-	6.0%	7.5%	18.0%	22.0%	26.0%
削減実績	-	13.8%	17.9%	28.6%	33.9%	47.5%
排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	30,002	25,854	24,622	21,419	19,842	15,760
削減量 (t-CO <sub>2</sub> )	-	4,148	5,380	8,583	10,160	14,242

## 2 今後の予定

庁議終了後、別添の2024年度（令和6年度）実績報告をホームページで公表します。

## 【 備 考 】

\* 問い合わせ先 産業環境部 脱炭素推進室 企画係 内線 2661 ダイヤル 47-1953